

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 邑楽町

令和8年6月1日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	106.8 %
全職員	75.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	98.1 %
本庁課長補佐相当職	98.6 %
本庁係長相当職	100.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.2 %
31～35年	95.8 %
26～30年	95.0 %
21～25年	97.2 %
16～20年	94.1 %
11～15年	95.2 %
6～10年	92.9 %
1～5年	90.9 %

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については該当する職員がいないため記載なし。
- ・職員手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は77.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は68.4%である。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員において、報酬形態が時給の職員について、全体の算出値に与える影響が大きいと見られるため、一時的な任用である者については算出対象から除外、短時間勤務者については給与の額に応じて職員数を換算している（例：1/2人）。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	12.5 %

【説明欄】

- ・管理的地位にある職員について、部局長・次長相当職については該当する職員がいないため課長相当職のみ対象。
- ・管理職手当を支給されているが、課長補佐・係長相当職は含んでいない。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	12.5 %
本庁課長補佐相当職	47.1 %
本庁係長相当職	37.0 %

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職については該当する職員がいないため記載なし。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	— %	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	— %	0%
2週間以上1月以下	50.0%	0%	— %	0%
1月超3月以下	50.0%	0%	— %	0%
3月超6月以下	0%	0%	— %	0%
6月超9月以下	0%	0%	— %	0%
9月超12月以下	0%	0%	— %	100.0%
12月超24月以下	0%	66.7%	— %	0%
24月超	0%	33.3%	—	—

【説明欄】

- 令和7年度において、育児休業を取得した職員数は、常勤職員女性：3名、常勤職員男性：2名、会計年度任用職員女性：1名であった。
- 会計年度任用職員男性については、育児休業取得対象者がいなかった。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.4時間/月
内部部局等以外	12.2時間/月

【説明欄】

- ・再任用職員は除いて集計している。
- ・内部部局等以外：保健センター、保育園、こども園、幼稚園、給食センター、公民館、図書館